# だより

## 改正の内容

	旧	新
対象	小学校に入る	小学校3年生の
年齢	前まで	年度末まで

手当月額や支払時期はこれまでどおり 現在小学校2・3年生の保護者は児童手当 の請求手続きを行ってください(小学生1 年生については手続きの必要はありません)

役所1階1番窓口)Ⅲ32 児童手当についてのお問い合わせは、 2065へどうぞ。

小学校2・3年生の子どもを持つ保護者のための

## 新・児童手当の請求方法

## 必要なもの

印鑑と金融機関の通帳(郵便局を除く) 保護者の所得証明書

月1日に市内に住所がない場合には昨年度 分を、今年1月1日に市内に住所がない場 合には**今年度分**を提出

## 監護事実の申立書

9月30日(木)

9月30日 (木) までに手続 児童の保護者は、 学校3年生まで広がります。 きすると、 認定請求を行ってください。 口(公務員は勤務先)で、 今回新たに対象となった 児童手当の支給対象が 4月1日 (また 市役所窓

> 注意ください。 ぎると、申請月の翌月から 翌月)にさかのぼって手当 の支給になりますので、 を受けられます。 は支給条件に該当した日 児童の生計を維持して 期限を過

## 納 天 付 健 の お 願 険 61

小学校3年生まで

8 月は 民 健 康 保

機関 期限までに市内の金融 に加入している人は組発送します (納税組合 8月中旬に納入通知書 が確定しましたの で保険料を納めてくだ 容を確認のうえ、 合長あてに送付) (2期から6 平 成 の納付月です。 納付書が届いたら内 (郵便局を除く) 16 年度の保険料 期分)を 各納 で、

先から給与支払報告書 的年金の受給者や勤め 告が済んでいない人 (公 できません。所得の申 得の申告をしていない じて計算されます。 平成15年中の所得に応 と正しい保険料が算定 注意してください。 高不足にならないよう 落とされますので、 口 座 圧振替の

ってい いの さんの保険料で成り立国民健康保険はみな 除く)は早め が届いている人などは てください。 平成16 年度の保険料は ている口座から引き 納期限の日に登録さ ます。 にご協力くださ 納期限内 E 申告し 所



認定請求書(該当者には送付済み) 保護者の健康保険証または年金加入証明書 保護者が厚生年金加入者などの場合に必要

現在児童手当を受けていない場合。昨年1

18歳未満の養育する児童と別居している場 合に必要。児童の住所が市外の場合、児童 の世帯全員の住民票も必要(現況届で提出 済みの場合は不要)

提出期限

### 納 期 納期 限 2 期 8月31日(火) 9月30日(木) 3 期 4 期 11月1日(月) 5 期 12月27日(月) 期 6 1月31日(月)

071へどうぞ。 市保険年金課囮 てのお問い 国民健康保険につい 合わせは、 32

広報つやま7月号の「特集 市政にあなたの声を...」の6ページで携帯電話から市ホ ームページを見る場合のアドレスを表記していませんでした。携帯電話からのアドレスは、http://www.city.tsuyama.okayama.jp/i/です。おわびして訂正します。 おわびと訂正